

いっぷくの里

通所介護事業運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日福祉会が設置運営するいっぷくの里（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称は次のとおりとする。

いっぷくの里

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は次のとおりとする。

愛知県一宮市明地字西阿古井13番地の2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。尚、生活相談員又は介護職員のうち1名以上、及び管理者は常勤の者とする。

- 一、管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援・介護予防支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 三、看護職員 2名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四、介護職員 9名以上
介護職員は、通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 五、機能訓練指導員 2名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退防止を図るために必要な機能訓練等を行う。
- 六、調理員 (併設事業所により軽費・特別養護老人ホーム施設にて調理)
調理員は、利用者に食事提供のための調理業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 年中無休とする。ただし1月1日から1月4日までは原則休みとする。
- 二、営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。

三、サービス提供時間

午前9時15分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、介護予防通所介護相当サービスと通所介護事業を合わせて1日40名とする。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

一、日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

二、健康状態の確認

三、機能訓練サービス

ア 日常生活動作に関する機能訓練

イ レクリエーション（アクティビティ）

ウ グループワーク

エ 行事的活動

オ 体操

カ 趣味活動

四、送迎サービス

五、入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

ア 衣類着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ その他必要な介助

六、食事サービス

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

七、相談、助言等に関する事

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア 日常動作に関する訓練の相談、助言

イ 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ 住宅改修に関する情報提供

エ 家族介護者教室の開催

オ その他の必要な相談、助言

(通所介護計画の作成等)

第9条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護の利用料)

第10条 本事業所が提供する指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上

の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

但し、次に掲げる項目については、別に割増利用料金の支払を受ける。

- 一、食費 昼食（１食につき） ５５０円
- 二、おむつ代 １枚につき １００円
- 三、前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用（実費）
 - ２ 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
 - ３ 利用料の支払は、現金又は金融機関口座振込又は金融機関の口座引落としにより、指定期日までに受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１１条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

一宮市小信・中島・開明・起・三条・大徳・朝日・萩原連区、稲沢市祖父江町

尚、通常の事業の実施地域以外の方で利用希望があれば要相談とし、その結果実施する場合には送迎費用は別途徴収しない。

（サービスの提供記録の記載）

第１２条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第１３条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- ２ 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

（苦情処理）

第１４条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第１５条 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第１６条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- ２ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（安全管理体制の確保）

第１７条 指定通所介護の提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分配慮し、利用者のその日の体調にあった無理の無い適度なサービス内容とし、転倒等を防止するための環境整備に努め安全管理体制の確保を図る。

（緊急時における対応方法）

第１８条 指定通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第19条 指定通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第22条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該施設利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第23条 利用者が指定通所介護のサービス提供を受けるときは、次の事項を遵守してもらうよう利用の際に予め周知することとする。

一、施設を利用しているときは、事業所の従業者の指示に従うこと。

二、機能訓練室等を利用する際には、備品等を大切に扱うこと。

三、サービス提供を受けている際に気分が悪くなったときは早急に担当者に申し出ること。

四、利用者の家族又は身元引受人は、利用者の最近の日常生活で心身の変化が認められたときは、必ず担当者に心身の状況を事前に申し出ること。

(その他運営についての留意事項)

第24条 従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一、採用時研修 採用後1カ月以内

二、階層別研修 随時

- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

「いっぶくの里」重要事項説明書

社会福祉法人 朝日福祉会

あなたに対する「指定通所介護サービス」（デイサービス）の提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容等、又は、注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 朝日福祉会
- (2) 法人所在地 愛知県一宮市明地字西阿古井 1 番地
- (3) 電 話 番 号 0586-69-4455 FAX 0586-69-5580
- (4) 代表者氏名 理事長 水 谷 直 樹
- (5) 設 立 年 月 昭和 29 年 12 月 25 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 「いっぶくの里」
- (2) 事業所の種類 指定通所介護事業所（デイサービス）平成 14 年 3 月 29 日指定
介護保険事業所番号 2373700273
※当事業所は特別養護老人ホーム朝日荘に併設されています。
- (3) 事業所の目的
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、通所介護においては利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (4) 事業所の所在地 愛知県一宮市明地字西阿古井 1 3 番地の 2
- (5) 電 話 番 号 0586-67-2727
- (6) 管 理 者 服部 賢治
- (7) 運 営 方 針 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (8) 開 設 年 月 平成 14 年 4 月 1 日
- (9) 利 用 定 員 40 名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 一宮市小信中島・開明・起・三条・大徳・朝日・萩原連区、稲沢市祖父江町
尚、通常の事業の実施地域以外の方で利用希望があれば要相談とし、その結果実施する場合には送迎費用は別途徴収しない。
- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月 曜 ～ 日 曜	年 中 無 休 （ただし 1 月 1 日から 1 月 4 日までは原則休みとする。）
営 業 時 間	月 曜 ～ 日 曜	8 時 00 分 ～ 17 時 30 分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	月 曜 ～ 日 曜	9 時 15 分 ～ 16 時 30 分

4. 職員の配置状況

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。（令和 4 年 6 月 1 日現在）

職 種	常 勤	備 考
1. 管 理 者	1 名	併設事業所の管理者と兼務
介護予防通所介護相当サービス従業者（通所介護を含む）		
2. 生 活 相 談 員	2 名 以 上	
3. 看 護 職 員	2 名 以 上	
4. 介 護 職 員	9 名 以 上	
5. 機 能 訓 練 指 導 員	2 名 以 上	
6. 栄 養 士 ・ 調 理 員		併設事業所により軽費・特養施設にて調理

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービス
 - ①入浴・排泄介助等、日常生活上の援助
 - ・一般浴・座浴を身体状況に応じて使用していただきます。
 - ②機能訓練
 - ・利用者の心身の状態に応じて、自立した日常生活を送るために必要な機能の減退を防止する訓練や、心身活性化を図るための各種アクティビティサービスを提供します。
 - ③健康状態の確認
 - ④相談・助言
 - ・利用者や、その家族の日常生活における介護に関する相談や助言を行います。
 - ⑤送迎

【a:介護サービス費】(令和7年4月1日現在)

① 通常規模型通所介護 (7時間以上8時間未満)

6級地:1単位=10.27円

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
金額	658 単位/日	777 単位/日	900 単位/日	1,023 単位/日	1,148 単位/日

【b:加算分】(令和7年4月1日現在)

① 通常規模型通所介護

6級地:1単位=10.27円

サービス提供体制加算 I	22 単位/ 日
入浴介助加算	40 単位/ 日
介護職員等処遇改善加算 I	1 月の総単位数×9.2%

- ・介護保険の適用がある場合は、サービス利用料 (a:介護サービス費+b:加算分) の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用者負担となります。介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供

- ・利用者の状態に応じて普通食・荒刻み食・刻み食を提供します。
- ・食費:昼食 550円

② 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。
- おむつ代:(1枚につき)100円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後に、月末締めで請求書を発行、口座振替等の方法でお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

[取消料]

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食費代相当 550円

6. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせにより、医療機関およびご家族に連絡するとともに、病院への搬送が必要と判断した場合には救急車の要請など諸手続きを行います。

7. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 一 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存します。
- 二 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

9. 苦情の受付について (契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付担当者 生活相談員 一星 由美子
- ・苦情解決副責任者 いっぶくの里チーフ 吉田 政彦
- ・苦情解決責任者 施設長 服部 賢治
- * 電話番号 0586 (67) 2727

- 受付時間 月曜日～金曜日 午前10時から午後5時
- (2) 第三者委員 (受付時間: 月曜日～金曜日 (祝休日除く) 午前10時から午後5時)
- ・堀田 日支夫 0586 (68) 4745
 - ・蓮容 美智子 0586 (68) 0796
- (3) 行政その他苦情受付機関
- (受付時間: 月曜日～金曜日 (祝休日除く) 午前9時から午後5時)
- ・一宮市介護保険課 0586 (28) 7017
 - ・稲沢市高齢介護課 0587 (32) 1111
 - ・愛知県社会福祉協議会「運営適正化委員会」
052 (202) 0167
 - ・愛知県国保連合会「介護福祉課内 苦情相談係」
052 (971) 4165

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

いっぶくの里

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。